公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１５２号
兵庫県芦屋市春日町14番12―206号
債務者　河野　通孝
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木陽子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１７５４号
横浜市港北区日吉４丁目10番９号
債務者　林　　克仁
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　智哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０９号
埼玉県八潮市大字南後谷719番地３　メロディーハイム草加902号室
債務者　ポパ　マリレナ　ガブリエラ
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮　　豊
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
茨城県北茨城市関本町関本中1564番地191
債務者　白井　直明
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　識之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第２４号
茨城県北茨城市中郷町下桜井712番地６　レオパレスウイングＡ101、前住所茨城県北茨城市磯原町磯原1192番地１　カセイダハイツＡ―101
債務者　森谷　祐樹
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　片岡　　優
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月11日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年７月８日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２８年（フ）第４２９号
埼玉県桶川市大字加納61番地の２　プロムナードヨシホＡ―３号、旧住所さいたま市桜区田島４丁目16番２―105号
債務者　笹本　達也
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　曽我部　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５２７号
北海道北広島市新富町西２丁目１番地19　ルミエール・ロジュマンＡ101号
債務者　安ケ平哲也
1　決定年月日時　平成28年４月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小野むつみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２５１号
さいたま市見沼区大字上山口新田536番地11
債務者　吉澤　勇介
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲里　建良
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月26日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第５６８号
愛知県春日井市味美白山町１丁目13番地23
債務者　竹内　敦子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊東　正晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月27日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５６号
京都市南区久世東土川町159番地、前住所京都市西京区上桂大野町12番地72
債務者　ボヌールこと　辻　　儀宏
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第７８号
静岡県沼津市高砂町８番地の５　ヴィラメゾンＴＡＫＡＳＡＧＯ205号
債務者　勝又　泰典
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　真理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９４号
静岡県駿東郡清水町長沢99番地の１　ベルメゾン黄瀬川305号
債務者　長橋　貴基
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一杉　泰博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第９５号
静岡県駿東郡清水町長沢99番地の１　ベルメゾン黄瀬川305号
債務者　長橋　信子
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一杉　泰博
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月14日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
茨城県牛久市柏田町3253番地35　(201)
債務者　内田　智也
1　決定年月日時　平成28年４月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐津　悠輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第１３８号
さいたま市大宮区桜木町４丁目961番地
債務者　千代延　敦
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金野　俊男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３７１号
愛知県半田市住吉町３丁目109番地の６　久平荘201号
債務者　野原　陽二
1　決定年月日時　平成28年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原　雅文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成28年７月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部